

○直方市全国大会等出場報奨金交付要綱

(平成 28 年 4 月 13 日告示第 135 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、直方市全国大会等出場報奨金(以下「報奨金」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市民の文化又はスポーツ活動を奨励し、もって本市の文化体育の振興に寄与することを目的とする。

(対象となる大会)

第 2 条 報奨金の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、営利を目的としたもの、宗教又は政治的活動を目的としたものは対象としない。

(1) 県・九州予選大会、選考会等の選抜手続を経る全国規模以上の大会

(2) 競技団体又は文化団体等が主催をし、選考会等の選抜手続を経る全国規模の大会又はこれに準ずる大会

(対象者)

第 3 条 報奨金の交付を受けることができるものは第 2 条に規定する大会に出場するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体及びその他の公共団体等の補助金の交付を受け、又は受けようとしているものを除く。

(1) 市内に居住し又は通勤し若しくは通学している個人

(2) 市内に活動拠点を有する団体

(報奨金の額)

第 4 条 報奨金の額は、別表に掲げる額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

(申請)

第 5 条 報奨金の交付を受けようとする者又は団体の代表者(それらの者が未成年者である場合にあっては、その保護者又は当該団体の責任者。以下「申請者」という。)は、全国大会等出場報奨金交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添付し、提出しなければならない。

2 報奨金の申請は、全国大会に出場が決定した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、報奨金を交付することが適当と認めた場合は、全国大会等出場奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 報奨金の交付を受けたものは、全国大会終了後速やかに、全国大会等出場結果報告書（様式第 3 号）に必要書類を添付し、提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、報奨金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 全国大会が中止され、又は全国大会に参加しなかったとき。
- (2) 全国大会への参加に関して、不正その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、報奨金を交付することが適当でないと認められたとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

区分	金額
個人	10,000 円
団体	当該団体の出場者数に 10,000 円を乗じて得た額とする。ただし、150,000 円を限度とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

全国大会等出場報奨金交付申請書

[別紙参照]

様式第 1 号別紙

[別紙参照]

様式第 2 号（第 6 条関係）

全国大会等出場報奨金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

全国大会等出場結果報告書

[別紙参照]